

グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第4号

今回のテーマ：「発票を給料に充てる」、ウインウインカルーズルーズか

背景

多くの企業と個人に、「発票を給料に充てる」ことを安全便利な「節税手段」と考えられている。だが、事実上この行為は近年税務機関の検査重点であり、「発票の虚偽発行」の深刻な結果となり、企業と個人は重大な税務リスクに加えて刑事責任を負うことがある。

企業は発票をもって経費精算の方法で従業員に手当を支給することで、税金の回避（実際は脱税行為）と社会保険金の過少納付を行っている。税務機関の新徴収管理システムの導入により、発票に関するビッグデータ比較分析能力が著しく増強され、「発票の虚偽発行」が存在する事実が検出可能となった。企業の業界規模、従業員報酬水準などに対して、データ分析を行い、異常点を検出し、従業員の各精算事項に対して確認・検査した結果、次の通り明らかとなった。

- 中国側従業員は発票を給与に充てて個人所得税を過少納付し、三年間のその総額が一千万円以上であること。
- 過少納付個人所得税金が約400万円であること。
- 滞納金が約100万円であること。
- 税務機関は200万円から1,400万円の追加罰金を徴収する権利があること。

会社への影響

個人所得税	企業は源泉徴収義務者として税金過少納付の法律責任を負う。
企業所得税	発票を給料に充てて、精算される場合、経営活動と関係がない費用の精算とみなされ、当該費用は損金算入不可となり、課税所得額の調整になり得る。
滞納金	税務機関には滞納税金を無期限で追徴する権利があるほか、過少納付税額に対して一日当たりの0.5%の滞納金が課される。
行政処罰	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 源泉徴収未実施罰金：50%～300%——源泉義務者 ➢ 税金過少納付罰金：50%～500%——納税者 ➢ 企業の納税信用格付けに影響があり、更に税務機関の重点監督対象とされ、かつ政府入札、IPOなどの業務に対して不利な影響）を与える。
刑事処罰	実際の経営活動と無関係である発票を利用して従業員の給与に充てる行為は、『中華人民共和国発票管理弁法』の「発票の虚偽発行」に抵触し、一定の金額に達した場合、『中華人民共和国刑法』の徴税管理を犯す罪にも抵触し、関連責任者と直接当事者は刑事責任を追及される。
その他コンプライアンスリスク	企業が他国において経営実体があり、又は企業自体が外商投資企業である場合には、中国の関連財税法規定に従うことに加え、経営所在地国家又は親会社所在地国家の法律に従わなければならない。例えば、アメリカの連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）、イギリスの賄賂防止法など。致同が参加した反腐敗反賄賂調査案件の中で、企業が個別発票のノンコンプライアンスによる大規模の調査行為を受けた場合もある。

お見逃しなく

致同チームは全面的に次のコンサルティングサービスを遅滞なく提供することが可能である。

- 現状評価
 - ・企業現在の経営方式と事実状況を洗い出し、税務及びその他コンプライアンスリスクを評価し、コンプライアンス違反になる税額を算定するとともに、最適な解決案と戦略を提供する。

- 交渉合意
 - ・専門知識と豊富なコミュニケーションノウハウにより、企業のリスク対応システムの構築と主管税務機関との交渉をサポートする。
 - ・資料・証拠に基づいて、一部費用について、主管税務機関とその費用の合理性と真実性を合意することで、追加徴収税額及び滞納金・罰金を軽減する。

- 亡羊補牢
 - ・チームの専門技術背景及び豊富なコミュニケーションノウハウを利用し、敏感な時期における企業と主管税務機関との会話メカニズムを作り上げることがサポートする。
 - ・自主的に滞納税金を申告することによって、税務監査機関の立案調査又は検査拡大を回避する。
 - ・資料と証拠に基づき、主管税務機関と協議し、一部関連費用の合理性と真実性を証明することで、合理的に滞納税金納付額を軽減する。
 - ・主管税務機関への抗弁により、滞納税金に関する滞納金の軽減に努める。
 - ・企業への行政処罰の免除、及び過去の違法・規定違反行為に対する調査・追徴を展開されないよう努める。

- コンプライアンス先行
 - ・企業の実際状況に基づき、税収コンプライアンスの範囲内で最適化案を作成し、合理的に所得税負担を軽減する。
 - ・業務フロー及び証憑コンプライアンスに対する予防検査を含む企業の決済及び費用のコンプライアンスについて評価サポートを実施し、実施可能な改善アドバイスを企業に提供する。

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。